

第12回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議 概要

日時：H24.6.21(木)13:00 13:58

場所：議事堂3 F 301 委員会室

出席者：会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議委員（9名）

資料：第12回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議事項書

資料1 会期等のさらなる見直しに関する検証検討結果報告（中間案）抜粋

資料2 会期等のさらなる見直しに関する検証検討結果報告（中間案）に対する執行部意見

資料3 委員長報告及び附帯決議

< 検討会議事録 概要版 >

委員：ただいまから、第12回「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を開催する。

前回は、検証検討結果報告の中間案について、執行部からの意見聴き取りを行ったので、本日は、執行部意見に対する本プロジェクト会議の考え方について、ご協議いただきたい。また、定例会の招集回数及び会期設定の在り方については、会派から、定例会年2回制を1年間経験した上で議論を行いたいとの意見もあり、そろそろ結論を出す時期に来ていると思う。さらに、委員長報告及び附帯決議の取扱いについても、懸案として残っているので、よろしくお願ひしたい。

本日は、以上3点についてご協議いただきたい。

それでは、まず、定例会の招集回数及び会期設定の在り方について協議する。定例会の招集回数について、現行の定例会年2回制のままでいくのか、通年議會を導入するのか、また、通年議會を導入する場合、会期の始期及び終期は、何月から何月までとするのか、委員の皆様のご意見をお願ひしたい。

委員：当面、現状の年2回制でいいと意見申し上げてきた。各委員の意見も、半数が現状維持で、半数が通年制採用という状況であった。賛否をとったらどうかという意見も申し上げたが、全会一致で導入すべきという意見のある中で、これ以上回を重ねて時間を費やすくらいであれば、最終目的地が通年であるなら、その方向で採用すればよいと思う。ただし、始期の問題は、ある程度配慮をお願ひしたい。集中して課題を研究する時期、例えば大学へスクーリングする時期などスケジュールを組みやすいようにご配慮いただきたい。

委員：自民みらいの会派でもいろいろ意見うかがってきた。結論から言うと、7頁に書かれていることになることは間違いない。全国的にも通年制になっていくと言われている。1期生の方も1年間経ったことだし、新たに文書質問等の問題も出てきている。このようなことに向けては、通年制を入れたほうが対処しやすいと思う。そんな中、先を見越して通年制を入れていくことは、そんなに異議あるものではない。ただし、12・1・2月や7・8月はいろいろ研修会等も入って

いるので、そこにタイトに議会行事が入ってくると、今までの習慣が狂ってくるし、県民の皆さんと議員活動をやっていくことを考え直さないといけない。従来地元で行われている行事等もあり、そういうことを勘案すると、今までの議会の開催日を大きくいじることなく、その辺のことは考慮いただきたい。ここに書いてあることを重視すれば、通年制を導入することは、反対するものではないと当会派でも結論を得ている。

委員：今、委員から当会派の意見を述べてもらった。私も最初から年2回制のままでもよいと主張してきたが、いろいろ議論してきた中で、最終的には、通年制にすることによって、議会の権能を高めることができ、県民のための仕事ができるということであれば、通年制に反対するものではない。ただし、通年制の中でそれぞれの議員活動がうまくやれるようなやり方を考えていただきたい。最後に大山先生が来て、議員は閉会中はなにしているの、それよりは通年にしたほうが言い訳がつく、という話には抵抗を感じる。

委員：自分たちの考え方の基は、任期4年で何をするのかが基本であれば、通任期制であろう。知事ならマニフェスト・政策集で4年間の目標手段が示される。通年制のデメリットは、執行部との関係や自分たちの議員活動の中の緊張感という話もあったが、そういったことを乗り越え、自分たちの議員活動がもっと適切・的確・スピーディーに行われることも検討しながら、通年制に移行することは大賛成である。会期の周期の話は後に議論することとし、通年制の方向で進むことは、新政みえの会派も、一丸してその方向で考えている。

委員：県民のために議会の権能をより高めていくということで、全国的に通年制の流れがあり、最終的にはそういう方向で、通年制でやっていこうというまとめをする。ただし、議員活動がどうなっていくのかという懸念事項があるので、そこも踏まえた上での通年議会としていく。文言等は整理していく。始期と終期については如何か。

委員：始期と終期については、前の資料に考え方を申し上げたが、1月から12月が基本。3月は専決の問題があり、それを確認することも私どもの職務なので、4月から3月ではなく、1月から12月の周期が一番適切である。

委員：他にご意見あるか。

委員：確認だが、選挙時は年2回制になるのか。

委員：改選時は2回になる。4月の適当な時期で一旦切れる。

委員：周期は、1月から12月が適当で、改選時は年2回制となるという意見であった。本プロジェクト会議としては、そのようにまとめる。次に、中間案に対する執行部意見について、前回、意見をいただいているので、その取り扱いについて皆様の意見を願います。一つ目は、通年議会を導入するときは、執行部としての意見を聴取してほしいとのことなので、そのようにする。質疑と質問の分離については現状でもそうしているので、さらに徹底する。2頁の一番上の「文書

質問制度」については、議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議で検討している。出席を求める説明員の範囲も最小限ということでやっている。議案聴取会等の資料の事前配付については、可能な案件については、事前配付に努めるという回答になっている。28頁議会と知事との協議の場については、執行部は制度化を求めているが、如何か。

委員：これまでも、そのような話がきたら、議会側は受けているので、制度化までは必要ないと思う。

委員：特別にルール化していなくても、今までどおりやっていけばよい。

委員：それでは、制度化までは必要ないという結論にする。次に、事務局体制の充実については如何か。

委員：今の段階では、現状で十分だと思う。

委員：検証検討結果は、今後、人事権、予算権が課題となるというあたりをあげながら、事務局体制の充実が必要であるという検証結果を出しているが。

委員：事務局体制の充実という話が全国的にあるが、現時点では、このようなまとめ方でよいと思う。今の事務局が良い悪いということではなく、これから議会改革を進めていく中ではさらなる充実を目指していくのが必要だとまとめるべきだと思う。

委員：更なる充実が必要であり、今後の課題であるとまとめてよいか。

(「はい」の声あり)

委員：次に、委員長報告及び附帯決議について、事務局から説明させる。

事務局：(資料に基づき説明)

委員：何かあれば。

委員：レクのときに確認した文言と違う。委員長報告の取扱いは、現状のことを言っている。レクの時は、委員長が求める、求めないに関わらず入れることをお願いしていた。

事務局：そういったことも踏まえて、委員会の開催前に、委員長から執行部に申し入れるという文言を入れた。正副委員長の委員会の事前作業としていただき、義務づけという表現は、議会の申合せに書くのは難しいと考えている。

委員：勝手にそっちで判断してもらおうと困る。

委員：昨日確認して、このような文書にするということは判断した。

委員：委員長報告は非常に重いので、その対応を義務付けるということ。この文面だと今の制度そのままであり、私の意図が伝わっていない。文面が後退した。

委員：委員は、委員長が求める、求めないに関わらず、委員長報告で対応できているものはいらないが、できていないものは報告を求めるということでもいいのではないか。

委員：委員長によって求める、求めないというのではなく、前回の委員長報告については報告をするよう申合せなりルールを決めることを訴えた。

委員：委員長報告とは、委員会の中で話し合われたことパブリックにしていくということが第一義。その中で、こうしなさいというものは、附帯意見・決議とすべきだと思う。委員長報告とは、次回に執行部から文書を要するものではないが、委員会のその場で委員から委員長報告の対応を求めたら緊張感は保てると思う。そういう意味では現状でよいと思う。

委員：事務局に伺いたいのは、今まで「次の委員会でこういう報告を求める」ということはあったのか。そういうことがないとしたら、議員側で自分たちがしてきたことにもう少し責任を持つべきだと思う。よって、この文面でよいのではないか。

事務局：細かいところでは良くわからない。重要なものは、レクで話し合われるだろうし、レクで出なくても、委員会の中で話が出たかもしれない。ただ、事前に必ずやりましょうということはないと思う。

委員：議員としての責務を議会側として求めていくべきだと思う。

委員：健康福祉病院の常任委員会で、3月に学童保育の委員長報告がなされた。自分は委員長だが、6月委員会のレク時にその報告をするよう求めなかったが、委員会で複数委員から委員長報告に関する調査がなされた。それが、先ほど委員の言われたやり方である。また、委員長が報告を求めるというやり方がある。

委員：皆さんはどうかと思い、私は提案した。

委員：当然我々議会側が示していくべき。今まで委員長報告したものを、我々がどう求めたかは、殆ど記憶がない。委員長報告について、当然我々が聞いていくべきだろう。委員長報告についてはそれでいいのかなと思う。議会側にきちっとやっていくという責任がある。

委員：それでいいが、レクのときの文言を変えるのは不愉快である。

委員：それについての責任は私にある。続いて、附帯決議については如何か。

委員：(1)の最後のところで、決議案とするという前例はあるのか。

事務局：三重県議会では、こういう附帯決議をした事例はない。委員会のみ。

委員：長野県議会のようなことを基本条例に書き込むとより対応がしやすいと思う。

委員：確認したい。例えば、予算決算常任委員会で附帯決議の提案があり、委員会で附帯決議の賛否をとり、その後、本会議で決議案が出された前例はないのか。

事務局：常任委員会で附帯決議をされて、それを、本会議で附帯決議の要求を出し、その後本会議で決議案が出された事例はない。

委員：事例はなくても、規則上はできるとのことなら、そうすればよい。あえて書かなくても良い。分りきったことが書いてあるだけと思う。

委員：ここに附帯決議の取り扱いが書かれているので、これでよいのではないか。基本条例に盛り込まなくても現状でできるのであればこと足りる。もっと義務付けるというなら別の話だが、議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議も終了している。もし必要ならもう一回提案すればよい。今回はこの程度でとどめ

ておけばよい。

委員：現状として委員長報告も附帯決議も執行部に報告を求めたことはない。まずこれをやってみて、不足があれば新たなものを考えたらどうかとのこと。

委員：この問題は本プロジェクト会議としては一旦引っ込めた。それを委員の思いで上げた。基本条例で附帯決議の報告義務を規定した例があり、このように規定したらどうかと、このプロジェクトとしてあげてもよいのではないか。あげる、あげないは、最終的に座長・副座長にお任せする。

委員：皆さん、「なお」までのところは、そういう形でよいと確認した。「なお、議会基本条例で附帯決議の尊重義務、附帯決議に関する対応状況等の報告義務を規定した例がある。」の部分は正副座長にお任せということではよいか。

(「お任せする」との声あり)

委員：6月13日に議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議座長から本プロジェクト会議に申入れがあったので報告する。『議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議では、文書質問制度の創設を検討したが、閉会中の文書質問を会議録に掲載する課題に関し、それを解決するために通年議会を採用するとの考えもあるとの話も出た。会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議で通年議会についてさらに検討し、結論を出してもらうように』との申入れがあった。

委員：通年議会導入が決定してから、文書質問の検討をすべきである。

委員：本日のまとめを最終報告書案としてご確認いただくため、本プロジェクト会議の最終回を7月13日予算決算常任委員会終了後に開催することでどうか。通年議会を導入するなら、もう一度執行部の意見をきいてほしいとのことであるので、それも併せて。

委員：通年制を決めるのは、本プロジェクト会議なのか。議会改革推進会議の三谷会長に報告し、そこで決定するのではないか。

委員：執行部としては、通年制導入が決まればもう一度意見を聞いてほしいとのことである。

委員：本プロジェクト会議で執行部の意見を聞くのか。

委員：執行部の意見は本プロジェクト会議で聞くべき。

委員：それでは、本プロジェクト会議の最終回を7月13日予算決算常任委員会終了後に開催する。